

手続き簡易化ワーキンググループ 第1回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第1回手続き簡易化ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成25年12月25日（水）15:30～16:56

場 所：中央合同庁舎第4号館6階620会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 震災復興PFIワーキンググループの概要について
- (2) 今後の論点について
- (3) 今後の進め方について

3. 閉 会

○國松企画官 ただいまから第1回「手続き簡易化ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております國松でございます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございます。

本日、3名のワーキング構成員の皆様に御出席いただいているほか、T専門委員にも御出席いただいております。

それでは、以後の議事につきまして、宮本座長により進めていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○宮本座長 どうもお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、今日の議事に入りたいと思います。

今日は、手続き簡易化ワーキングということでございますが、これは平成23、24年度に震災復興でこの推進委員会としてもどういうことをしたらいいのかということの検討を行い、震災復興PFIワーキングの中で検討した経緯がございます。

まず、震災復興PFIワーキンググループの検討内容について、御説明をお願いいたします。

それから、この手続き簡易化についての今後の論点につきまして、事務局からあわせて御説明をお願いしたいと思います。

○國松企画官 平成24年1月から6月にかけて開催されました震災復興PFIワーキンググループについて説明します。

資料1をご覧ください。

本ワーキンググループのメンバーは、この震災復興PFIワーキングと同じメンバーでございます。資料1、2ページ目をごらんください。「検討内容」ですが、震災復興ワーキンググループにおきましては、震災復興において、緊急性が比較的高い庁舎、宿舍等の施設整備型事業を対象とすることを前提にPFIの手続き簡易化を検討しました。

簡易化の方法につきましては、ここに挙げております項目について、具体的な方策を検討しました。

本ワーキンググループにおける委員の方々からの主な御意見につきまして、以下にまとめておりますので、この中から一部を御紹介いたします。

「(導入可能性調査におけるVFM算定の簡易化)」につきまして、1つ目、PFI法7条(特定事業の選定)及び11条(客観的な評価)を省略できるようにする必要がある。民間事業者の能力が活用できるという定性的な判断によって、VFMの計算をせずに検討開始ができないか。

「(質問回答手続の簡略化)」につきましては、質問回答の省略やリスク分担表の省略は考えられない。

2つ目、実施方針公表時においても官民の何らかの対話の機会があったほうがいい。

質問回答手続の簡略化を行うものについては「実績が多いもので大きな枠組みについて質問回答する必要が低い」とはっきり書く必要がある。

3 ページですが、「(公表資料に係るひな型や標準例の活用)」につきましては、ひな型の作成についてはタイプを決めて客観的にニーズのある対象分野を絞り込み、類型化することが必要。

その下、自治体が、これなら新しいことを苦勞しなくても導入できるようなパッケージ(実施方針、契約書、モニタリングなど)を幾つか準備してほしい。

「(その他)」につきましては、法令上の規定によって必須の手続きと実態的に行っているものを仕分けて、本当に必要なものを積み上げていけばいいといった御意見がございました。

4 ページですが、1 つ目、発注業務だけではなく、応募者の負担軽減も図る簡易化も必要。

そのほか、事業者選定後及び契約締結後の短縮も重要といった御意見もございました。資料2をごらんください。

「今後の論点について(案)」ということで、事務局のほうでまとめました。

事前に意見の照会もさせていただきまして、御意見をいただいた分については、反映しております。

2 番の「想定される論点(たたき台)」から説明いたします。

(1) 手続き簡易化・柔軟化については、震災復興WGの検討結果を基本として進めることでよいか。

庁舎のような施設整備型事業を検討の前提とする点。

以下の7項目に関する検討結果を前提とする点。

2 番目として、上の検討結果を基本として、手続き簡易化・柔軟化の対象となる事業類型や施設をどの程度まで広げて検討するのがよいか。

この事業類型というのは、サービス購入型や事業収入で費用を回収するものなど、同じ施設であっても異なった類型のものもございますので、こう書いております。

その下、簡易化の目的は何かということですが、手続きに時間がかかるという問題と、手続きが複雑(わかりにくい)という問題があるが、それぞれの対応策を整理して検討する必要があるのではないかと。

現状の手続きから削減するというアプローチではなく、本来どうあるべきかという原点から考え「現状より早く」ではなく「直営より早く」の確保を目標とすべきではないかと。

(4) 震災復興WGにおける検討結果に加え、新たに検討すべき論点があるのではないかと。

施設の整備計画策定時点においてPFI手法も含む調達手法をあらかじめ検討することにより、VFM算定を別途行うことなく手続き期間を短縮することが可能なのではないかと。

実施方針の内容変更が想定されない事業であれば、特定事業選定の手続きを実施方針公表と同時に行うことができるのではないかと。

これに関しては実施方針と特定事業の選定を一本化すればいいのではないかとという御意見もございました。

特定事業選定の手続きと実施方針公表を同時に行うことで省略される質問回答・意見招請の代わりに、競争的対話の実施により得られた知見を事業内容に反映することはできないか。

これは、競争的対話ですので、公告をした後、発注者と受注者側で対話をする事で意見を取り入れていくということでございます。

民間事業者の能力が活用できるという判断ができれば、特定事業選定の段階でのVFM算出を省略してもよいのではないかと。

PFI事業を行う際の全体のボリュームを圧縮して、労力を低減する努力をすべく、契約締結後の簡易化も検討すべきではないかと。

発注業務だけではなく、応募者の負担軽減にも資する手続き簡易化についても検討すべきではないかと。

バンドリングによる施設整備のメリットを具体的に示す必要があるのではないかと。

(5)PFI事業未実施団体にとって、手続き簡易化・柔軟化のニーズがどこにあるのかを明確にすべきではないかと。

(6)手続き簡易化・柔軟化の周知方法としてどのようなものを想定するのか。例えば、ガイドラインの見直し、あるいは手続き簡易化・柔軟化マニュアルというものをつくり、それをガイドラインにひもつけする形で公表する形も考えられるのではないかと。

(7)ワーキンググループにおける対応策の公表に当たっては、複数の公共団体の意見を聴取し、実際の適用事例の公表等も視野に入れ、実用性・汎用性を担保すべきではないかと。

(8)につきましては、先日、お示ししたものです。

また、PFI室のほうで、政令指定都市の地方公共団体のPFI担当者に対してヒアリングを行いました。その結果について、報告をさせていただきます。

先ほどの震災復興ワーキングの検討結果で①から⑦まで項目があったのですが、それぞれの項目について、どういう御意見があったかというのを紹介しております。

「① 導入可能性調査におけるVFM算定の簡易化」につきましては、施設の整備計画策定時点においてPFI手法も含む調達手法を検討することにより、別途、VFM算定を行うことなく手続き期間を短縮することが可能。

対象となる施設の整備計画策定に伴う検討委員会開催の際に、従来の公共調達手法、PFI手法等の合計7手法について、概算事業費、VFMの算出、定性面の比較を行い、最適な事業手法を分析し、PFI手法が最適な整備手法である点を整備計画策定時に結論づけをしている。

整備計画決定後に、事業部局に簡易化VFMの算出等を含む調書を作成させている。既に整備計画検討の際にPFI以外の調達手法を念頭に置いている部局もあり、調書の作業が後づけになるケースもある。

PFI手法の導入のためには、議会等外部への説明が必要であるため、実施方針公表前のVFM算定を省略することはできない。

VFMの有無だけでPFIを活用するわけではないので、PFIでやると総事業費が高くなるとい

う立証がない限りはPFIの検討を進めればよいのではないか。

「② 質問回答手続の簡略化」につきましては、入札公告前の質問回答をしっかりと行い、後々の協議の土台をあらかじめ官民で共有したほうが結果的にスムーズにPFIの手続きを行える。

実施方針や要求水準書（案）に発注者側の意向を書き切れず、事業者決定後の協議において、質問回答手続きで対応していたことでさえ、市の意向が全く伝わっていなかったことがあった。

「④審査委員会付議事項の見直し」につきましては、PFIでない総合評価方式であっても審査委員会の開催は必要であり、開催回数や業務量は余り変わらない。

「⑦公表資料に係るひな型や標準例の活用」につきましては、他自治体における同事業の前例は、PFI事業をやってみて、参考にはなるが、施設の考え方が異なればひな型としては使えないということがようやくわかってきた。

ひな型については、施設の新設PFIについてはいいかもしれないが、従来手法からの切り替えとしてPFIを活用する場合には、ひな型の汎用には抵抗感があるかもしれない。

これらは同タイプの施設であっても、公共団体で根本的な考え方が違えば、なかなかひな型ということで、簡単に流用できるわけではないということでした。

最後に、ひな型や事例紹介等、PFI推進室のアンニュアルレポートのようなものがあれば助かるという御意見もありました。

そのほかの意見といたしまして「＜特定事業選定手続きの省略＞」につきましては、PPP事業の実施に際して、PFI手続きに準ずる手続きをとったものがあるが、PFI手続きと比較して省略した部分は「特定事業の選定」の手続き。実施方針公表と重なる面があったため。

特定事業選定の手続きは簡素化できるのではないか。実施方針公表後に内容変更のないようなものであれば、庁内の決裁等の手続きは省略でき、省力化、時間短縮を図れる。

「＜スケジュールの短縮化＞」につきましては、基本構想上の大まかなスケジュールを決めて議会のスケジュールを組み、その中にPFI手続きをはめ込んでいる。1、2カ月PFIの手続きを早く終わらせるよりも、議会軽視と言われないように説明責任を果たすことが重要。

「＜補助金・交付金のスケジュールとの整合性＞」については、PFIのスケジュールは補助金・交付金をもらうためのスケジュールと合わない場合がある。例えば、交付金制度で実施方針から引き渡しを特定の年数の計画期間の中で完了しなければ交付対象にならないものがあるが、本交付金を前提とした建てかえ計画が決定している中で、PFI手法のスケジュールが要件に合うかの確証が持てないケースがあった。

その他「＜要望＞」としましては、個別施設をPFIで検討したいというニーズはあるので、PFI導入スケジュールを市の長期計画にうまくはめ込むにはどうしたらいいかという視点で簡易化・柔軟化を考えてほしい。

地方公共団体のネットワークがあれば、情報を得やすい。PFIに関心のある団体が集まる

会議を定期的を開催するなどすればPFI手法導入促進の効果があるのではないか。

以上でございます。

それから、本日、御欠席されましたE委員とN専門委員から、事前にメモをいただいておりますので、内容を御紹介いたします。

まず、N専門委員ですが、資料2の一番最後の「地方公共団体のネットワークがあれば、情報が得やすい」という話ですが、これにつきましては「自治体のPFIの経験者をリスト化し、定期的な勉強会参加者には提供したらどうでしょうか」「PFIスクールを定期的を開催することもいいかもしれません」「スクールで手続き簡易化について教示することができればと思います」といった御意見をいただいております。

E委員からは「手続き簡素化に関する論点」。

「1 PFIはなぜ進まないのか？」ということで、PFIにするかどうかは、民ではなく官が決める。官がPFIにしたくなければPFIにする必要はない。その結果、VFMの高い事業でも日の目を見ない、官の決定権の問題。

PFIにしない表向きの最大の理由が時間がかかること。背後の理由は、直営で実施することで、自分と地場企業の仕事を守ることであり、納税者の利益は考慮されていない。

民間活力を活用することで、VFMを達成することがPFIなのに、民間の知恵の柱の一つであるスピードが仕組み上達成されないのでは本末転倒。

「2 PFIの手続きは、なぜ『時間がかかる』のか？」ということで、第三セクターの二の舞を避けるという面を優先したため、結果的に手続きを厳格にし過ぎた。

その下、既に「リスクとリターンの設計」や「契約によるガバナンス」の重要性は広く認識されており、手続きをそこまで厳格化しなくても曖昧にはならない。

「3 PFIの手続き上簡素化できる点は何か？」ということで、4つ挙げていただいております。一部は資料2のほうにも反映をいたしております。

E委員には、また改めてこの内容について御相談をしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど御説明いただいたのは、まず、震災復興のワーキングの概要ということで、

こういうことはやったということですから、これを一つの前のステップとして今回の手続き簡素化ということを見ていこうということでございます。

前の震災復興のときは、ミッションが明確でした。基本は、大きな災害が起こった中で、PFIがどう動けるのかということを見て、そのときはほとんどに国費がついていたということで、わざわざ手続きをかけてやるような話ではないだろうということで、その中で一番国費がついていなかったのが、庁舎と宿舎だったということです。庁舎と宿舎は緊急性があるわけだから、PFIで何とか頑張りましょう、時間を短縮ということを考えて検討しましょう、ということをやったのですが、結局、日の目は見なかったということでございます。

そのときは、明確にミッションがあったわけなので、こういう形のことをやらせていただきました。

今回、手続き簡素化という形で、やらなければだめということがあるのですが、どういう位置づけでやっていくのかということをもう一回皆さんで議論しながらやっていったほうがいいのではと思います。

特に、アクションプランで何とか出てきた段階で、運営権がちらつくような感じがするので、運営権の話を一きなり手続き簡素化という話では、ないのではないかと思います。まだ手をつけたことがないほかの類型も、そう簡単にできる話ではないといえますか、まず、短縮というベンチマークもないわけですが、その中でどう考えていくのかというのは、今日、まず、方向づけする必要があるのではないかと考えておりますので、皆さんの忌憚のない御意見をいただければと思います。

よろしくをお願いします。

まず、対象のところから議論させていただいて、このメモの中にもあるのですが、対象といえますか、お互い何に対して考えなければいけないのかということと、なぜかということですね。

いかがでしょうか。

複雑でないほうがいいに決まっているのですが、簡素化することによって、PFIのいいところを毀損してしまうという話も実態としてはあるかと思えます。

○L専門委員 おっしゃるとおりで、4つの類型でもし議論をしていくのであれば、まず、簡易化してやっていくべきは、その他の類型になるかと思えます。

○宮本座長 用語としてやはり「サービス購入型」がいいのではないかと私は思っていますが、それぞれお考えがありますから、無理強いはしません。

○L専門委員 「サービス購入型」なのでしょうね。

そのときに、政令指定都市の地方公共団体担当者からの御意見、3ページのところで書いていただいていた資料2のところであり、

そうだろうという感じですが、今、施設整備を計画するときに、いわゆる基本構想や基本計画の中で、事業手法もあわせて検討しているケースのほうが一般的ではないかと思っております。わざわざ可能性調査だけを特出してやっているというケースは、極めて少なくなっていると思いますので、可能性調査を余り手続きの中で議論する必要はないのではないかと思います。

特定事業選定については、御指摘のとおりかと思えます。私は専門がプラント系なので、DBOが多いのですが、特定事業選定は、DBOだとやっているのですけれど、長期委託が結構あり、15年とか20年ぐらいで、いわゆる大規模修繕を含めて長期の委託をするケースはプラントでは増えていますが、そこでは特定事業選定をやった事例のほうがないと思います。

実施方針は出しているのですが、省略していけるかということで、サービス購入型に関しては、かなり震災復興のときに検討したものをある程度応用しながら、簡易化の一つの

プロトタイプがつかれるのではないかと思います。

運営権については、しっかり今の手続きどおりでやっていかざるを得ないと思いますが、余り簡易化の議論の対象にはならないのかと思いますが、E委員の御意見によると、運営権も含めてPPP全体の話がされているようですので、ここは議論が必要だと思います。

ちょっと難しいのが、附帯型とか、公的不動産の利活用型で、公的不動産の利活用は、少なくとも実施方針、特定事業選定という手続き自体がないと思いますので、これもそういう意味で、簡易化の対象にするのか、何らかの標準的なスケジュールをお示しするべきなのか、この辺は整理が必要ではないですか。附帯型に関しては、附帯事業収益の形に関しては、E委員のおっしゃられている民間の提案をもっと引き出すような形で再設計していくべきだという御意見だと思うのですが、本当にそれが地方公共団体の方から見てワークするものになっていくのかどうかというのは、具体的に想定して検討したらいいかもしれないと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、U専門委員、お願いします。

○U専門委員 何を対象とするかというところは、コンセッションも形がないのでまだこれからということだと思いますが、いくつか提案させていただきます。「2. 想定される論点（たたき台）」について、PFI法の改正なども踏まえた対応で考えますと、例えば「⑤業務要求水準書（案）作成の省略」というのは、公共側の負担軽減という観点で書かれているものだと思いますが、こういうところこそ、民間提案制度をいかに活用していくかということの一つの論点として併記しても良いかと考えます。

また、震災復興ワーキングの検討結果に加えて新たな検討すべき論点というものを書いて頂いています。この中で、契約締結後の簡易化という点ですが、いわゆるPFIでやろうとしていることを、従来型の公共事業でやっている手続きにむしろ公共サイドとして合わせるケースが散見されました。そこをどうPFIを上位として、既存の許認可部分をカバーしていくのかというのは、論点はあると思います。例えば韓国などのPPIの事例ですと、いわゆるPFI法が一般的な公共事業での従来の許認可をカバーしていくようなものもあるので、そういう観点も含めた契約締結後の手続きの簡易化という様なものは、論点としてあるかと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。

T専門委員、お願いいたします。

○T専門委員 まず、何を簡素化するかが決まらないと、どれを対象にするかというのはなかなか実はわからないところはあります。とりあえずパターンで考えると、サービス購入型である庁舎系と、独立採算系と、その中間の、同じ箱物でも3パターンあると思っています。

それによって、契約書のつくり込みであるとか、要求水準書のつくり込みというのは変わってきます。それに加えて、プラントや道路などがあるのですが、一応、箱物とい

うベースがありますので、そこをまた3つにパターンを分けて整理をしていくというのは、やり方としてはあるのではないかというのは感じました。

○宮本座長 ありがとうございます。

V専門委員は、御欠席ということなのですが、メモをいただいているので、これを御紹介いただいたほうがよろしいかもわかりませんね。

○國松企画官 今、口頭で御紹介します。

○國松企画官 アクションプランの正式タイトルが「PPP・PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン」となっています。これまで主流であった「サービス購入型」に加えて、コンセッションを含む4種類のPPP・PFIの推進を提言する内容です。このような流れを踏まえると、サービス購入型の代表である「庁舎のような施設整備型事業」を中心に据えて議論するよりも、コンセッションほか、アクションプランでの推進対象となっているものを対象として議論するほうがよいのではないのでしょうか。

近年、サービス購入型PFIに対して「延べ払い型」という呼称が与えられ、あたかも重要性が低いような言い方をされることがありますが、小生は、サービス購入型PFIは政府調達の手段として十分に価値のある手法と考えております。サービス購入型について、同じく、簡易手続きを議論することは有意義と考えます。

したがって、PPP・PFIの類型を整理して、それぞれの違いを認識した上で、簡易化を議論すべきと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

最初のところでは、公共施設等運営権ほか新たに掲げられた類型をという形で御提言をいただいております。

まず、確認ですが、この震災復興ワーキングでつくった資料は未公開ですね。

○國松企画官 はい。

○宮本座長 逆に、一番ある意味では簡単な箱物、BTO事業に対して、簡易化をこうできますと公表していないのですね。だから、まず、これ自体は震災のものとは違いますが、どういう形で公表していったらいいかという検討をするという意味は、少なくともあるのではないかと。これは皆さんにも御同意いただけるかと思うのです。ただし、これは庁舎ものだから、先ほどの病院だとか、利用者料金払いだとかが入っていないのは確かです。まず、一番簡単なものから出していくというのは、最初のステップとして順当なところかと思っておりますので、この震災復興で検討したものをいかに一般形として出していくのかということをご議論いただくというのは、一つ位置づけたほうがいいのかと思っておりますが、皆さん、いかがですか。

その後のバリエーションをどう考えるかとか、箱物にしても、議論しなければいけない話になると思いますが、一気に運営権という話になってきた場合、ここまで議論したら収

集がつかなくなるかというのが、取りまとめをしなければいけない座長としては一番気になるのです。

だから、運営権や附帯事業、公的不動産の活用というのは、まだ実例という形で動いていない中で、やる前からプロセスをどうこうという議論がうまくできるかどうか、ちょっと自信はないのですけれど、皆さん、いかがでしょうか。

逆に事務局は、その辺をどうお考えになっていますか。

○持永審議官 3、4点申し上げます。まず、東日本大震災のときにつくったマニュアルですが、これはあくまで緊急避難的なものということで、本来、ガイドラインはさわらず、別途マニュアルのようなものです。今回は、一般出し用ということなので、なるべくならば、そのガイドライン本体に位置づけていきたいと、私どもとしては思っています。

そういう意味では、パターンによって、1本のガイドラインがこの場合だったらこちら、この場合だったらこちらと2パターンに分かれるような書き方になるかもしれません。それはそれでより簡素な手続きを実際にやっていただけるのなら、そのほうがいいのかと思っています。

それと、宮本座長がおっしゃるように、コンセッションだとか、公的不動産のところは、将来を考えればいいと思います。まず、コンセッションについて言えば、実績が1件もない中で、どう簡素化になるのかというのが、そもそも論としてあるので、実績がない中で簡素化を言いだすと、そもそもコンセッションのガイドラインはおかしかったのかという話になりがちの部分もあり、今後の課題かと思っています。

公的不動産のほうは、ちょっと難しくて、PFIであればPFIの枠組みで考えればいいと思うのですが、PFIではないところでのいわゆるPPPでやるのだとすると、このガイドラインの中に入ってくるのは、おかしいと言えおかしいですね。

PFI法を実施していくためのガイドラインという位置づけなので、その意味では、パタパタとつくってガイドラインを入れるという性格とはちょっと違うかという気がしています。

それから、普通の庁舎等のサービス購入型は出発点で、当然そこはやるにして、それをどこまで広げるのか、混合型とか、附帯型まで行けるのか、純粹独立採算的なところまで行けるのか、そこは議論の中で可能性を見極めるのかと思っています。

いずれにせよ、今回、何か月か議論をするところは、これでザッツオールではないので、どこかで出して、いろいろと世の中の動きなどを見ながら、少しずつやっていけばいいので、初めからがちがちで考える必要はないのかなと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。

今のお話を解釈すれば、まず、震災復興でつくった成果をガイドラインにできるだけ反映するといいますか、どういう形で実施の方向に持って行くのかということをもまず一つ検討していくというのが、最初にやるべきことであって、そこからサービス購入型をどこまで広く見て応用できるかというところまで考えられたら考えるという形の方向と理解してよろしいですか。

○持永審議官 委員の皆さまの御意見を。私のイメージはそんな感じかと思いました。

○宮本座長 特に、この庁舎でやったというのは、たまたま庁舎に国費がついていなかったこともあるのですが、もう一つは標準契約書1としてこれだけ標準契約書が用意されていたということが最大の理由でもありますね。

だから、契約書の標準型がなしに、時間短縮というのはどこまでできるのかというのは、私としてはイメージが湧かなかったのです。ここでは標準契約書1というのをベースに、震災のときはああいう形をやったということになれば、逆にそこをうまく統一的に今度のガイドラインのところに反映していくという形は、簡単ではないと思いますが、一応ステップとしてはできてくるのではないかと思います。

まずは、それを一つ方向性として考えていくという中での議論の一つですが、それでは寂しいという御意見もあるかと思いますけれども、料金を徴収する事業まで膨らませていくのかどうか。その後、そんなにたくさん料金徴収という形では出てきてはいないですよ。

だから、事業リスクは余りとらさないというところがあったとは思いますが、そこはどうか。実態をよく御存じの皆さんのほうから、御意見をいただければと思います。

では、T専門委員、お願いします。

○T専門委員 私はサービスの相手方が一般の方のほうが、PFIの仕組みとしてつくりやすいと思っていますが、一方で、庁舎は庁舎で、これをちゃんとスリム化していけばいいものができるかと思っていますので、庁舎をベースにすることは問題ないと思います。

ただ、その議論のときに、他のバリエーションの存在を織り込んでいけば、次のステップの土台にもなりますので、それでよろしいかと思います。

○宮本座長 U専門委員、お願いします。

○U専門委員 独立採算の事例というのは、確かに少なく、私どもで手がけた羽田の様な事例はありますが、一般的に各自治体でやっているところは少ないのかしれません。一方で、これからコンセッションイコール独立採算と考えると、その部分についての手続きもある程度展望していかないと、殆どこれから広がっていく部分についてのイメージがない形になってしまいます。従って、庁舎をベースにということに関しては、異論はありませんが、コンセッションを展望した独立採算型についても、ある程度この会合の中でイメージできればより良いかと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、L専門委員。

○L専門委員 特に、その点についてですが、次の資料にあったと思うのですが、スケジュール的なところ、段取り的にどこまでできるかというのが、率直に言ってあるのかと思うので、まずは何か手堅いところをしっかりとった上で、時間的余裕があればやるというぐらいの優先順位感がいいのかと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

何のための会議かということを考えた場合、庁舎とか何かでそれなりに実績は積まれてきた中において、まだPFIの実績がない地方公共団体が多いということです。

だから、その地方公共団体に対して、こういうやり方もありますということを積極的に考えてもらうというのが第一の目的かと思うのです。その目的を達成するために、どういうものを提示したらいいのかということで、まず進めていくのが、本来ある一つのミッション、その後、U専門委員が言われたどこまで広げるかというのは、いつまでにまとめるかという後での議論になりますけれど、そういうことも相談かと思います。

だから、もう一方で、後の進め方にもあるとは思いますが、本当に誰に対してこれをやるのかということ、明確に相手を見つけてやったほうがいいですね。

一生懸命簡素化したけれど、誰にとっても役に立たないのなら問題で、どんなものがほしいのかということです。

もう一つは、どんなものがほしいのかというのは、まずは市町村というか、地方公共団体でしょうけれども、もう一つはアドバイザー、それから事業者、双方いろいろな形でコミットされている方がいらっしゃると思いますので、その人たちも意識しながらつくっていくということも重要かと思います。

とりあえずのターゲットは、BT0案件を中心に、標準契約書があるものをもっと活用していただくということが一つあると思います。それ以外のものになったときには、契約書の問題がまず出てきます。

英国の場合はいろいろなケース、全部が共通の契約書に基づいていると理解しています。道路事業であろうと、病院事業であろうと、標準契約書に基づいて実施されてしまうのですね。だから、そういうものが本来要るのかと思いますが、それなしで簡素化ということが可能なのかというのは、私はイメージが湧かないです。

○T専門委員 その標準契約書が今の国のマニュアルに沿ってやっているということですか。

○宮本座長 英国はSoPC (**Standardisation of PFI Contracts**) というのが第5版まで出ています。だからM25のプロジェクトは、大きな環状道路の拡幅プロジェクトも、最初SoPC3に従うと書いてあります。

○T専門委員 前に私が聞いたときには、イギリスでは、国の発注が多いと聞いています。その標準契約書のほうも、確かに存在していて、基本的には、絶対それを使わなければいけなくて、変えるときには、国の承認が要るということは以前聞いたことがあります。SP4のときです。普通の契約書だけなのか、要求水準書についても変更が求められているかどうかまでは、ちょっとわからないのです。イギリスに行ったときに、いろいろな基準が別途あり、病院の清掃だったら、この基準を満たしなさいみたいなものがずらっとあって、それを使う前提なので、その要求水準書自体細かく書かなくてもいいという土壌があるというのは、ちょっと大きいと思ったことがあります。

○宮本座長 要求水準もですが、標準契約のほうでも標準型があり、いろいろなもの使えるから、ある意味では、他の分野でも簡素化できるかもしれないです。今、我々が持っているのは、庁舎案件の標準契約書1しかなく、その中で、その部分以外は短縮できると思うのだけれども、そこはどれぐらいの比重になるのかということも、意識しておいたほうがいいのかと思うのです。

それでは、もう一回、今後の論点の中に戻っていただきながら、ここでの御意見をもう少しいただければと思います。先ほどU専門委員がPFI法の位置づけという大きな話をされましたが、PFI法は、既存の法律をオーバーライトしているわけではないから、どこにいるのだというのがいつも気になるのですけれど、先ほどはそういうお話ですね。

それが逆に簡素化を阻害するということもあり得るかという御指摘かと思ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○國松企画官 先ほどは、PFIと従来型の手続きを合わせていくという話でしょうか。

○U専門委員 そうですね。いわゆるPFIで新しいことをやるというときに、既存の許認可の問題があって、そこで新たに、例えば認可を取らなければいけないようなことが現実的にはあるかと思います。一方で、例えば、韓国ではPFI法で認められたものに関しては、既存の法令に基づく許認可はもう取得しているものと看做すようなものがあります。そういったことが日本でも実現できれば、契約締結後の簡易化というところにも資するのではないかという観点でございます。

○國松企画官 二重に取らなくてよくて、PFI法の特例みたいなものでやっておけばということですか。

○U専門委員 そうです。

○井上参事官 韓国みたいなやり方もあるでしょうけれども、今の仕組みとしては、例えば、厚労省で出たときは、そういう議論も当然視野に入れながら公物管理法の運営ができるようにしたわけですけど、現時点で、PFI法で、何か個別法の許認可が同時に下るような保護制度になっていないので、今の保護制度を前提とすると、それではなかなかできないというか、法改正をすれば別ですが、という仕組みになっていたと思います。

ただ、例えば、PFI事業者の発注元と許認可権者が違う場合がかなりあるので、特に業法のことだと思いますが、そこをうまくどれだけ運用の中で円滑に進められるかということは、当然、重要な課題かと思います。

○宮本座長 実際、その辺で手続き上の時間を要するのと思うのですが、このワーキングでどこまで議論をして、それをどこまで実施するかまで、今言われたような問題があるのだったら、問題を認識しながら、それで法律改正という話にまで行くのか、あるいはそれを認識しながら、その枠の中でどう苦勞するのかという2つのステップだと思います。

○井上参事官 おっしゃるとおりだと思います。

制度的にしてみればそれが一番いいのでしょうけれども、現時点でかなり運用上問題になっているようなPFI事業の推進にかなり期間のかかる要因になっているのであれば、余り

個別法のやり玉に上げるわけではないですけれども、そういった運用を改善するような余地があれば、政府としても推進会議のような場もありますので、各地方に運用改善を要請するという事は、当然、必要になってくるのではないかと思います。

○宮本座長 ある意味でのイコルフットイングになっていないのですね。

例えば、この資料2の5ページの「補助金・交付金」という話で、これはかなりイコルフットイングに持ってきていただいているのだと私は認識していますが、まだ残っているという御指摘ですね。

○井上参事官 5ページの最後のものは、これはある地方公共団体からの御指摘のケースだったのですが、これはたまたまこの交付金自体はちゃんとイコルフットイングされているのですけれど、例えば、事業期間と交付期間の問題で若干スケジュールが合わなかったということです。

これは特定の交付金なのですけれど、これ自体は使い勝手はよくて、イコルフットイングはしているということだと思います。

○宮本座長 これはそういう形かとは思いますが、権限の問題や、その辺でのイコルフットイングとして、どういう課題があって、それは今後の検討課題として残るのか、ちゃんと何らかの対応をとるのかというのを、このワーキングの中で議論できればしていくということですか。

だから、ある意味では地方公共団体だとか、何かの実態だとか、あるいは逆にコンサルの方もいらっしゃるんですが、コンサルの方などの経験から、そういう情報を出していただいて、取り扱いに注意しながら議論していくということですか。

あと御指摘の点を含めてですが。

○T専門委員 他のことでもよろしいですか。

○宮本座長 どうぞ。

○T専門委員 資料2の1ページ「2. 想定される論点(たたき台)」の(1)のところで、先ほど「庁舎のような施設整備型事業を検討の前提とする点」、これはオーケーということで、次の「以下7つの項目に関する検討結果を前提とする点」で、今日これを検討の対象にするかというのが決まるのだと思うのですが、①のバリュー・フォー・マネー算定の簡易化というのは、別のワーキンググループのほうもありますので、そちらのほうで検討されると思いますが、それとはまた別に、簡易化というものをこちらのほうで考えるということになるのでしょうか。

2番目はもちろん必要だと思います。

3番目の「既存の設計書の活用」というのが、私はイメージできなくて、どちらにしる5番の業務要求水準書のほう、これもまた別のワーキンググループがありますので、そちらのほうで一緒③と⑤あたりをやるのかどうなのかというのを疑問に思っています。他のワーキンググループとの兼ね合いを教えてください。

○國松企画官 ①のVFMの算定簡易化については、VFMのワーキングありますので、そちらでも議論をしていくということになると思います。

それから、③の「既存の設計書の活用」というのは、これは震災復興でしたので、既に設計が終わったようなものについて、PFIが今からできるかどうかという話で、途中からでもできますということで入れておりますので、今からやるというものであれば、関係ないという話になります。

⑤の「業務要求水準書（案）作成の省略」というのは、これはいずれ出さないといけないとは思いますが、最初、実施方針公表段階で、同時に出しているというのが実態上行われているのですが、それをすると、時間的に長くかかってしまうので、実施方針の手続きをやりながら、要求水準書の作成作業をやり、公告までに要求水準書をつくるということで、時期をずらすことで、同時並行的な作業を進めることにより、期間を短くしようというもので、最終的にはつくらないといけないものです。

○T専門委員 要求水準書は、実施方針の段階で出さないという意味がないとは思っていて、今は結構ずると後ろで出していますが、それは最初のスケジューリングが悪いだけの話で、一緒に出さないといけないと思っています。

簡易化のときに考えなければいけないのが、PFIというのは、事業のクオリティーを高めるために、対話、民間事業者の方といろいろお話をし、クオリティーを高めていくというのが前提になっています。マーケット・サウンディングというのを最初にやって、次に実施方針を出して、実施方針に対して意見をいただく。その後、公告をした後に、質疑回答、最近では競争的対話というものもあって、さらに契約すると、その契約交渉というものがあるのですよね。もちろん中身は変わるにしても、対話というのが非常に多くて、それは従来発注で余りないのです。これを全部同じようにやっていくのか、それとも実施方針の段階できちんとやるというのが得策なのか、そういったものを今回のワーキンググループの中で話しながら詰めていきたいとは思っております。

○宮本座長 ありがとうございます。

ぜひともそういう御経験に基づいた御意見をいただければと思います。

先ほども國松企画官の御説明にありましたけれども、「既存の設計書の活用」というのは、場合によっては、議論したときは、どこかで作ったものを使ってもいいという感じでなきにしもあらず、でしたね。

どこかの庁舎で作ったものを同じぐらいの規模なら使ってもいいのではないかと思います、何かそれこそ金太郎飴みたいな庁舎が建つかもわからないけれど、そういうこともあり得るという形で議論しましたけれども、これから作る庁舎というのは一つのシンボルなので、何々市と何々市は同じ設計というのはちょっとみっともないかなと思うので、これはないのかと思います。

だから、このステップの、この段階の中で、どう簡易化するのかということで、ここで議論したのは、最短時間を優先して議論したのですよね。

だから、工程表を何か工夫して、全所要時間を短縮するということでやったので、並行してできるところは並行してやりましょうという形の工程表の工夫があったわけですが、その時間短縮が目的なのか、時間短縮も必要ですけど、複雑さが目的なのか、そこをもう一回見直してみてもいいのかと思います。これは何が何でも早く庁舎を建てようということを主目的でやったので、そういうやり方になったと思います。

他にいかがでしょうか。

○T専門委員 7の次に8番目をつくっていただきたいと思っています。次回、お持ちしようと思うのですが、PFIをやるときに、もともと庁舎では庁舎というプロジェクトをやるわけなので、庁舎というプロジェクトをやるのに、今度はPFIというものを乗せるのですが、乗せ方がうまくいかないと、かみ合わせが悪くて、二度手間になることが結構あるのです。これを最初からプロジェクトのスケジュールとPFIのスケジュールをきれいに乗せると、二度手間がなくなる部分というのが結構私はあると思っています。

ただ、経験のない地方公共団体の場合は、なかなか知識もないですし、アドバイザーさんが入ったところには基本構想が終わっている段階など、一足、二足遅いという状態がすごく多いのです。

それで、最初のスタートダッシュをきちんとしてもらうようなスケジュール感をここで示すだけで随分と改善される場所はたくさんありますので、そういったものをもしよるしければ、⑧でつけ加えていただければなと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、ぜひとも次回のこのワーキングのときに出していただいて、皆さんに議論をしていただきたいと思います。

○國松企画官 今の御意見ですけれども、2ページ目の(4)の1つ目に書いているのですけれども、こういったことでよろしいですか。

○T専門委員 全体的にということですか。

○國松企画官 もともとの基本構想の時点から、最初からPFIのことも念頭に置いて、同時並行的に検討していくということです。

○T専門委員 そうですね。基本構想の前の年度からきちんとやらないとだめなのです。

基本構想のときだと遅いと思っています。その前年度にアドバイザーの委託の予算をきちんと取るところ、そういった人員を配置するところ、そういうスケジュールをちゃんと組むこと、ゼロ年度というのはすごく大事なのですけれども、そういったところを書いていけたらと思っています。

○國松企画官 何かプロジェクトを動かそうとするときに、PFIのことも最初から念頭に置いて、前提ですよということですね。

○T専門委員 そうです。基本構想のときも、事業の収支を作成し、また、それとは別にPFI検討時にバリュー・フォー・マネーで収支を出しますので、同じタイミングであれば、かなり簡素化されますし、あとは基本構想とアドバイザー委託を、一緒にやって、次年度も

一緒にするなど。ばらばらに委託するよりは、まとめてやったほうがスムーズみたいなことを書いてあげれば、アドバイザーを委託する手続きとかも簡素化されますので、非常に行政の実務として軽くなります。そういったところも含めて変えたらどうかと思っています。

○宮本座長 それでは、御提案をいただくということで、また御検討いただければと思います。

この簡素化なのですが、難しいことを市役所の人ができることはないのだけれど、その中身というか、概要さえ理解していただければいいので、難しいのはそれこそアドバイザーの皆さんに頑張ってもらおうという話だから、必ずしも作業が難しいのを簡単にするという話でもないのかと思います。その分業体制をどう組み立てるのかというところが重要かと思います。どうですか。

○T専門委員 まさにそのかみ合わせだと思っていて、行政とアドバイザーの方がうまくかみ合って、スケジュール込みでやれば一番やりやすいのではないですか。それがかみ合わないから、二度手間などが発生していると私は思っています。

○宮本座長 当然ながら、行政の方も何をやっているのか、概略は正しく理解していただかなければ、最終責任は行政にあるわけですから重要なのですが、細かなところはそれなりにアドバイザーの方にやっていただくことでどうですか。

○L専門委員 まさしく資料2で、震災復興のときは、緊急性ということと、被災地方公共団体が回せるものという視点がすごく大きかったと思うのです。ある種本来のPFIであれば、むしろ重要だと思います。業務要求水準書（案）とかもそうだと思うのですが、被災地の地方公共団体が忙しい中でも回せるようにというようなことでつくってあるので、これを広げるときには、私としては2ページの（4）で書いてあるところのほうが非常に重要かという気がしまして、1番目もそうです。3番目の特定事業選定、これは法改正も必要になると思うのですが、特定事業選定というのは、結構形骸化しているかと思いますので、手続き簡易化と言ったときに、面倒だけれど、本来必要な手続きはやはり簡易化してはいけないと思うので、冗長であるとか無駄であるとか、そういうところを簡易化していくと考えると、真っ先に挙がるのが特定事業選定なのだろうなという感じがしております。それでVFM算出をどうするか、どのタイミングでやるかということと関係してくるのかと思います。

震災復興のときのものも考慮しつつ、（4）でまとめていただいているようなところのほうが、全国でこれからやっていこうと考えたときに、何となく重要な示唆があるなという気がしております。

○宮本座長 ありがとうございます。

今の点いかがですか。U専門委員、お願いします。

○U専門委員 確認ですけれど、（4）は非常に重要だと私も思っております。それで、例えば2点目、まさに、今、お話がありましたように、冗長なところをどうコンパクトにす

ることで簡素化できるかという論点だと思います。感覚的には、実施方針を出して、その後、必ず質疑のプロセスが必要になるので、特定事業選定の手続きについて言うと、実施方針の公表と同時ということが必ずしも良いものではないかと思っています。その辺も含めてどこがベストなのかというところを議論していくという理解で宜しいでしょうか。あくまで確認でございます。

○國松企画官 これも実施方針と特定事業選定を同時にやると、その間に従来やっていた質問回答というのをではどこでやるのかという話になるのですけれど、その代替案として、その下に書いてあるのが「競争的対話の実施」ということで、公告なりそういう手続きのところでは手の挙がった事業者さんとやるということで、選択制にするのがいいのかと思うのですが。そこまでしなくてもというものであれば、そうでいいと思いますし、選べるようにということかと思っているのですが。T専門委員のほうからは、実施方針の公表時点で、要求水準書も出しておかないと、というお話がありましたが、特定事業の選定と同時にするというのも、また大分それはよくないということになるかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○T専門委員 何のための実施方針かというところ、入札公告の前に、意見をきちんと反映するためにやるわけなので、それはすごく大事だと思っているのです。やり方としては、事前にマーケット・サウンディングをちゃんとやっているのであれば、実施方針は省略することができるのか、何かそういうやり方は選択制によるということ、解決できるのではないかと考えています。

一番大事なのは、相手の意見を聞くというステージを設けるということなので、それだけ欠かさなければいいのではないかと考えています。

○宮本座長 簡単な事業といたら語弊がありますが、庁舎的な話と複雑なものとは違うかと思っています。いわば庁舎みたいな事業で、競争的対話というものを入れたら、かえって時間がかかりそうな感じがするのです。これは時間をかけても事前に決めておいたほうが絶対早いと思うのです。だからタイプによって違うのかもわかりません。

○T専門委員 競争的対話は、多分、皆さんいろいろなお考えがあるのですが、私は発注者なので、発注者として競争的対話をどう捉えているかというところ、非常に便利なものとして捉えています。提案書に、企業の方はわざと余り書き込まないときがあるのです。でも、それがすごく大事だったりするので、そういうものを聞くステージとして我々は使っているのです。ここは余り書かれていないけれど、ここをもう少し教えてほしいと。それが相手を決める前だから、結構引き出しやすいのです。相手を決めた後の契約交渉になってしまうと、そこは途端に足元を見てしまうので、そういった意味では、事業によっては、競争的対話は絶対に要るものもあると思います。

ただ、庁舎などはなくてもいいのではないかと個人的には思っています。

○宮本座長 だから、なしでいいとまで書き切れるかどうかはわかりませんが、何らかの示唆を示すような形のもので要るのではないかと考えています。

それともう一つ、競争的対話をまだ実際にはやったことがないでしょう。

○L専門委員 対話型ぐらいです。

○T専門委員 病院のときはやったと私は思っていますけれど。

○宮本座長 それを競争的対話というふうに言うておられる。

○T専門委員 言っています。ちゃんと資料の中に競争的対話はこういうものですよというペーパーも別途つけています。

○石田専門委員 公募型プロポーザルの中でということですね。

○T専門委員 そうです。

○宮本座長 わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

○持永審議官 念のためですが、先ほどVFMはVFMのほうのワーキングがあって、あちらでも根本座長がいろいろアイデアを出しながら引っ張っていきこうとされていて、こちらはこちらで別の観点でVFMを議論するというミッションが入っていますので、こちらはこちらで議論はすることになるのだと思います。

ただ、どこかの段階では、議論が発散しないように、何かの調整ステージが必要だろうとは思いますが、ある程度何となくVFMならVFMの方向が見えてきそうかな、くらいの段階で、どういう形で調整するのかまだイメージはできていないのですけれども、調整のステージを検討させていただきたいと思います。

○宮本座長 それはぜひともやる必要がありますね。

ただし、向こうはもう少し新たなタイプのことを意識しているので、従来型のサービス購入型でどう考えるのかというのを、その整理がいるのかと思います。

○持永審議官 VFMをやめてしまおうとか、そういった話でしたよね。

○L専門委員 はい。

○宮本座長 そういう発言があったと聞いています。

○L専門委員 そうですね。この間の私の議論の理解は、実際にはVFMはかなり形骸化している部分が一部あるので、根本座長がそれはもうやめてしまったらというお話だったと思うのですが、ただ、今日のこれにも書いてあったのですけれども、私も、実は今日、午前中、ある関西の地方公共団体行って、12月議会で通すつもりが通らなかったというお話だったのですが、要するにやはりVFMなのです。対外的に地方公共団体がPFIを意思決定し、それはある種の建前であって、実際にはVFM以外のさまざまなところで政策的に決定をされているのですが、やはり最終的に問われるのはVFMがどれだけ出るのかということなので、手続きからVFMは要らないですと外したところで、手続きの簡略化には余り貢献しない可能性が高いのかとは思っておりまして、そういうことを先日申し上げさせていただきました。例えば、庁舎や学校など、比較的件数がたくさんあるものについては、VFMがどれだけ出るかではなくて、ほかの事例をいろいろ見て、10件もやってこれだけ出ているのだから、我々がやっても出ますということで、それでもいいですくらいに国がかなり強く出せば、地方

公共団体も説明ができると思うのですが、そこまでは多分できないと思います。そうすると、どこかのタイミングでVFMを精査して、議会などで御了解をいただくことは、多分避けられないステップなのだろうと思います。

ただ、それが実施方針の後である必要は必ずしもないのだろうなという感じが個人的にはしております。

○宮本座長 VFMはややこしいから遅れてしまうというのは、現実的な話なのかと思って、これはコンサルの人が計算するのでしょうか、それがなぜ作業手順として問題なのかというのがわかりません。

○T専門委員 VFM結果は上限金額につながります。病院であれば百何十億という契約の根拠になりますので、ちゃんと緻密に積み上げなければいけませんし、それがサービス水準とリンクしなければいけないのです。すごくいいサービスをもらいたいならばそれを反映しないといけないし、そうでなければそれなりに低く抑えられます。そういったものをちゃんと考えて本来はすべきものなので、省略という議論が何で出てきたのかが正直わからないぐらいです。

L専門委員が言われていた最初に庁舎を10件ぐらい比べて、大体この規模だったら出るみたいなものを出していただいていたほうが、例えば基本構想の前の予算要求をするときに、ある程度のこれは大体VFMが出るというのがわかるといいですね。これはぜひ検討したいなと思っています。

特定事業の選定の段階でVFMをやるというのは、もともとやっているのです。実施方針をやって、意見をいただいて、それをちょっと反映したら、レベル感が変わるので、再度、もう一回再計算しましょうというところを、最後、形だけ置いているだけだと私は認識しています。

○L専門委員 そうですね。

○宮本座長 ありがとうございます。

あと、6ページのところの<要望>の中で、ネットワークだとか、地方公共団体ネットワークだとか何かという形ですが、これは委員会の中でも何回かPPPPやPartnership UKにおけるなど例を出しながら、要りますという話何人かの方から発言があったと思うのですが、なかなかこれはうまくいかないというか、発言だけで終わってしまっています。こういうものも、地方公共団体に対する普及という意味ではかなり重要な話で、簡略化しただけで、他の地方公共団体が参入してくれるかどうかというのは難しいところかもしれません。

だから、こういうものをつくるというのは大変なことで、軽々には議論はできないと思いますが、そういうものもちょっと考えていくということは、方向として何か認知してもいいのかと思うのです。

特に、日本の場合こういう場がないので、こういうものを検討していくというのも重要かと思います。

○OT専門委員 今回のネットワークですけれど、病院をやっていたときは、当時、病院PFIをやっていた自治体、7か8ぐらいが集まって協議会をつくりまして、常に連絡をとり合うようにしました。毎年1回はどこかの病院ができるので、見学会と称して集まって、意見交換をしたり、通常もメーリングリストを通じて意見をもらうとか。

そうすると、他地方公共団体でこうやっているよというのは、すごく内部で説得力があるので、皆さんに有効活用していただいていたと思います。これを全分野に適用するというのは難しいのですが、モデル的に庁舎、今後、やるものがあれば、10地方公共団体ぐらいこういう場をつくりましょうというのがあっても有益だとは思いますが。

○宮本座長 ありがとうございます。

○國松企画官 ワーキングでもう一つの事業促進のほうで課題として取り上げていきたいと思えます。

○宮本座長 そうですか。ありがとうございます。

その他、何か今日の資料をもとに御意見等ございませんでしょうか。

今思いつかれなくて、もしありましたら、國松企画官のほうに御連絡いただければと思います。それでは、意見交換はここぐらいにさせていただきまして、いただいた御意見を踏まえて、論点整理を行い、次回以降の議論を進めていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、次に「今後の進め方について」、事務局のほうから御説明をよろしくお願ひしたいと思えます。

○國松企画官 資料3でございませう。

「手続き簡易化ワーキンググループの今後の進め方について（案）」でございませう。

「1. ワーキンググループの趣旨」としまして、手続きの簡易化・柔軟化について、論点を整理し、具体的な対応策について、ガイドラインとの関係等も踏まえて検討し、簡易化・柔軟化の方向性を明らかにする。

その成果は、総合部会・委員会での議論を経て、公表することを目標とします。

「2. スケジュール」は、本日、第1回でして、今年度内に2回開催して、論点を整理して、課題と対応策をまとめていきたいと思えます。

それから、自治体のヒアリングにつきましては、ここにお越しいただくのか、我々のほうで別途行うかは、またちょっと考えませうけれども、自治体の方からも直接お話を聞きたいと考えています。

それから、総合部会への中間報告は、これはほかのワーキンググループとあわせまして、必要に応じ実施をしたいと考えています。

26年度につきましては、ガイドライン等の検証、総合部会への最終報告、推進委員会で取りまとめということで考えておられます。

以上でございませう。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、今のこの進め方につきまして、御意見等をいただけますでしょうか。

こういう形ですが、26年度のいつごろがターゲットですか。

○國松企画官 ほかのワーキンググループと同じくなのですけど、簡易化のほうはこれまでの震災復興の件もありますので、できれば早目にこちらだけ先でも、まとめられればと思っております。

○宮本座長 まずは庁舎等という形でいけば、論点も明確になってくると思いますので、そこで進めていきたいと思えます。

それでは、どうぞ。L専門委員。

○L専門委員 進め方のところに関連してなのですが、最終的に、今回のアウトプットのイメージというのは、きょう参考資料の中で「震災復興事業へのPFI活用マニュアル（案）Ver. 1.0について」というものと、実際の「震災復興事業へのPFI活用マニュアル（案）Ver. 1.0」というものが配付いただいているかと思えます。

これを震災復興ではなくて、基本的には地方公共団体向けになると思うのですが、地方公共団体向けのマニュアルみたいなものをつくっていくのでしょうか。それとも、参考資料として配付いただいているPFIのプロセスガイドライン、簡易化ということで、プロセスガイドラインが一番関係してくると思うのですけれども、このプロセスガイドラインを書きかえていくイメージなのでしょうか。

○國松企画官 ガイドラインを書きかえるというイメージです。

選択肢を具体的に示してあげて、こういう従来のやり方、こういうところは簡易化できますというのを明確に示してあげるといようなことで考えております。

○L専門委員 そうすると、こういうものをつくることは想定していないという理解でよろしいのですか。

○國松企画官 今のところは、事務局としてはそう思っています、そこは、また、委員方の御意見をお伺いしたいところであります。

○井上参事官 ただ、このガイドラインだけ解決しても、その背景がわからないことが有り得るかもしれません。

○L専門委員 おっしゃるとおりです。

○井上参事官 こういうアイデアが出ているものは、あわせて整備することも有効ではないかとは考えています。

○國松企画官 資料2の3ページの一番上（6）です。

○L専門委員 わかりました。

○宮本座長 この二通りがあり得るということです。

○L専門委員 地方公共団体がターゲットとすると、ガイドラインを変えても、余り実効性がないかと思えます。

○井上参事官 ガイドラインが活用されないおそれもあります。

○L専門委員 こういうものが必要だろうなと思いつつ、こういうものをつくっていくとい

うことと、今のガイドラインはちょっとレベル感としてかなりかけ離れているような印象も率直に言っております。両方やらなければいけないということであれば、両方作業していくということなのだろうなとは思いますが。

○宮本座長 そこも含めて、次回、もう少し詰めたいと思います。

それでは、今日予定していた議事はこれで終わりということではよろしいのでしょうか。

○國松企画官 はい。

○宮本座長 それでは、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

ここで進行は事務局にお返ししますので、よろしくをお願いします。

○國松企画官 次回以降の日程につきましては、事務局より改めて御相談させていただきますので、よろしくをお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。